

会計上の負債と払込資本の 区分をめぐる国際的な動向と わが国への適用可能性について

あきさかともり
秋坂朝則

要 旨

米国財務会計基準審議会（FASB）が2007年11月30日に公表した予備的見解「資本の特徴を有する金融商品」では、負債と資本の区分に関する会計基準の案が詳細に検討されている。そこで示されている会計基準（案）の考え方がそのまま基準化される可能性は低いと思われるが、仮に基準化されてわが国に導入されるとすれば、わが国の資本金に大きな影響を与えることになると思われる。しかも、予備的見解で示されている内容は、わが国の会計基準とは大きく異なっており、その考え方を導入するにはさまざまな問題を解決しなければならない。そこで、本稿においては、まず、FASBが提案する会計処理の概要を説明し、つぎにこのような会計処理がわが国に導入された場合の問題点の指摘を行っている。

予備的見解は、法的形式が株式であったとしても、その経済的効果が普通株式と異なる場合には、当該株式を負債として会計処理すべきであるとしている（「基本的所有アプローチ」）。そして、その考え方の基は、資本とすべきものを普通株式（基本的所有商品）に限定し、ストラクチャリングの機会を減らすことにあるように思える。予備的見解で示されている会計処理方法をわが国に導入する際には、種類株式を中心とした金融商品の発行会社における会計処理の問題ばかりではなく、資本の有している機能との関係において生ずる問題も重要となる。つまり、資本は株式会社における機関設計の基準（ガバナンスの基準）とも関係しているし、分配可能額の算定の基準としても用いられることから、資本金は会社法の規定と密接に関係している。このため、予備的見解に基づく資本概念を導入するには会社法との調整が不可避の問題となる。このように、本稿では、予備的見解に示されている基本的所有アプローチをわが国に導入するうえで解決しなければならない課題が多いことを指摘している。

キーワード：負債と資本の区分、資本金、基本的所有アプローチ（Basic Ownership Approach）、基本的所有商品、種類株式、金融商品会計

本稿は、日本銀行金融研究所からの委託研究論文である。本稿の執筆に当たっては、日本銀行金融研究所の小高咲、古市峰子、吉岡佐和の各氏からの確かなコメントをいただくとともに、同研究所の「会計上の資本に関する研究会」のメンバーである大杉謙一教授、金子良太准教授、川村義則教授、野間幹晴准教授、福島隆専任講師、山田康裕准教授との議論から貴重な示唆を得た。ここに記して謝意を表す。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。

秋坂朝則 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
(E-mail: akisaka@hosei.ac.jp)

1. はじめに

近年、会社のさまざまな資金調達ニーズに応えるため、多様な金融商品が開発され、負債と資本¹の両者の性質を有する金融商品が増加し、その内容は複雑化している。このため、両者の性質を有する金融商品の発行により得た額を貸借対照表の負債として表示するか、資本として表示するか、または分解して表示するか、それとも中間区分を用いてそこに分類・表示するかが会計上問題となる。

従来も、会社が将来の損失または費用のために積み立てた額を引当金として負債とすべきか、または積立金として留保利益とすべきかが議論され、負債と資本との区分が問題とされた。このときは、収益と費用との期間的な対応を基準として、負債に分類される引当金の要件を厳格化し、引当金に該当しない内部留保を積立金に分類することにより、その問題の解決を図ったが、今回提起されている負債と資本との区分の問題は、金融商品を発行した会社が獲得した資金を負債に分類するか、または資本に分類するかの問題であり、収益と費用の期間的な対応を基準として解決することはできない。このため、この問題を解決するには、負債の性質と資本の性質との違いを検討することが必要となる。

この点に関し、わが国の制度会計は、長らく、その資金の提供者が資金提供時点で株主となる者であるか否か（つまりその会社が発行する金融商品の法形式）を基準として、その金融商品を負債に分類するか、または資本に分類するかを決定しており、その基準はほとんど自明のものと考えていたと思われる。その原因は、払込資本が株式会社における債権者保護機能と密接な関係を有していると考えられ、会社法（会社計算規則を含む）²が払込資本としての資本金および資本準備金の額の算定方法を法定していたことにある。

国際的な会計基準の影響もあり、2005年12月に企業会計基準委員会（ASBJ）から公表された「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）は、報告主体の支払能力などの財政状態をより適切に表示することが可能となるとして（同21項）、貸借対照表の貸方を負債と純資産とに区分し、純資産を資産と負債の差額として位置付けた。このため、それまで仮勘定としての性格が強調され、負債の部に分類されていた新株予約権も、2004年9月にASBJのワーキング・グループから公表された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」³における負債の定義が参考とされ、発行者側に返済義務がない点が強調されることにより、純資産の部に分類されることとなった（同22項）。なお、これと同様の区分が、会社計算規則にも導入されており（同105条1項、108条1項）、貸借対照表の貸方区分の

1 本稿で単に「資本」という場合には、貸借対照表の貸方区分として負債と区分される“equity”の意味で用いている。

2 なお、「会社法（会社計算規則を含む）」という場合には、2005年改正前商法および2006年改正前商法施行規則も含めた意味で用いている。

3 当該討議資料は、2006年12月に、一部修正のうえ、ワーキング・グループの討議資料としてではなく、ASBJの討議資料として公表されている。

基準は制度会計上統一されている。

一方で、わが国制度会計上、株主資本に分類される資本金および資本準備金の額は、「株主となる者」が会社に払込みまたは給付をした財産の額を基に算定される⁴ので（会社法 445 条 1 項、2 項）、金融商品の保有者に対する支払義務が生ずる蓋然性が高く、その金融商品の経済的実態が持分証券（equity instruments）とは異なるとしても、資金調達手段として発行された金融商品が法的に株式である場合には、その額は資本金または資本準備金として分類されることとなる。

この負債（または資産）と資本の区分の問題について、米国財務会計基準審議会（FASB）は、2007 年 11 月 30 日に予備的見解「資本の特徴を有する金融商品」（Preliminary Views Document *Financial Instruments with Characteristics of Equity*: 以下、「予備的見解」という）を公表し、意見募集を行った。この予備的見解は FASB が開発したもので、国際会計基準審議会（IASB）はその開発に参加していない。しかし、IASB と FASB が 2006 年 2 月に公表した覚書（MoU）「国際財務報告基準（IFRSs）と US GAAP のコンバージェンスへのロードマップ——2006 年から 2008 年」（Memorandum of Understanding (MoU) *A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP—2006 to 2008*）には、2008 年に向けた目標の 1 つとして、負債と資本の区分の基準の提案に関連するデュー・プロセス文書を公表することが示されているため、IASB も 2008 年 2 月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（Discussion Paper *Financial Instruments with Characteristics of Equity*）を公表し、意見募集を行っており⁵、両者の関係は緊密である。

わが国の ASBJ がこれまで開発してきた企業会計基準等には、「資本の特徴を有する金融商品」に関する統一的な会計基準はなく、2007 年 8 月 8 日に ASBJ と IASB とが公表した「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」（東京合意）や IASB と FASB との関係から考えると、FASB が公表した予備的見解は、これから ASBJ が開発する会計基準に大きな影響を与えるものと考えられる。なぜならば、確かに東京合意は、現在開発中であって 2011 年 6 月 30 日後に適用となる新たな主要な IFRSs については、その対象としないとしているが⁶、新たに策定される主要な IFRSs についても、2011 年 6 月 30 日後にコンバージェンス・プログラムが行われていくであろうし、この予備的見解が IASB と FASB の共同作業にも影響を与えるとすると、その内容がわが国の会計基準の開発に与える影響は大きいもの

4 合併等組織再編行為が行われたときの資本金の額および資本準備金の額の算定については、別途規定が設けられており、そのときの資本金の額および資本準備金の額は、「株主となる者」が会社に払込みまたは給付をした財産の額を基に算定されるわけではない。また、一定の手続きを経ることにより、株主資本の計数の変更として資本金の額や資本準備金の額も自由に変更することができ、この場合における変更後の資本金の額や資本準備金の額も、「株主となる者」が会社に払込みまたは給付をした財産の額とは異なることになる。

5 ディスカッション・ペーパー 7 項では、IASB は負債と資本プロジェクトをアクティブ・アジェンダに追加し、FASB と共同基準の開発に向けて作業に取りかかる、と述べられている。

6 東京合意では、短期コンバージェンス・プログラムの完了を 2008 年までとし、残りのコンバージェンス・プログラムの目標期日を 2011 年 6 月 30 日としている。

と思われるからである。そこで、本稿では、予備的見解の概要を明らかにするとともに、わが国の資本会計に対する影響について考察する。

2. FASB 予備的見解の概要⁷

(1) 問題の所在

予備的見解は、金融商品 (financial instruments) を負債 (または資産) と資本 (equity) とに区分する議論の途中経過として公表されたものである。

これまでも、FASB は金融商品の区分について議論してきており、その内容は、予備的見解の付録 E (Appendix E) で明らかにされている。それによると、1990 年の論点整理 (FASB Discussion Memorandum *Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*) で議論されていた「請求権アプローチ (Claims Approach)」と「メザニン・アプローチ (Mezzanine Approach)」を採用しないで、貸借対照表の貸方を負債と資本の 2 区分とする方針が明らかにされている。すなわち、請求権アプローチによると、負債と資本の両者を含む概念として「請求権 (claims)」という単一のカテゴリーで表示することができ、分類に関する困難な問題を回避できるとされているが、FASB は、それは問題の性質を変えているに過ぎず、各請求権をどのように報告しどのように測定するかについては何も解決していないとして、より説得的なコメントがない限り、このアプローチを採用しないと結論付けている (E7 項から E9 項⁸)。また、メザニン・アプローチは、負債と資本との間に区分を追加するというものであるが、FASB は、困難な分類の問題が生じた場合に、いつでも新しい区分を創設するという前例を設けることになるとして、このアプローチを却下している (E10 項)⁹。

予備的見解は、これまで開発した金融商品の分類に関する基準を、比較的単純な金融商品に適用するように設計されていたこともあり、経済的な特徴よりも法形式を重視していたと評価している (5 項)。しかし、予備的見解において示されているように、企業は、純粋に経済的な理由だけではなく、望む会計処理を行うために、金融商品の商品性や契約の操作を行い新たに複雑な金融商品を開発するので、法形式を重視する既存の基準では、経済的な実態と乖離した会計処理が行われるおそれがある。例えば、売建コール・オプションは、それが現金で決済される場合には負債に分類されるが、その発行者が現金決済と株式の発行による決済を選ぶことができる

⁷ FASB の予備的見解に関する解説として、川西 [2008] がある。

⁸ 以下、本節におけるパラグラフ番号は、FASB 予備的見解のものを指す。

⁹ 確かに、メザニン・アプローチの主な問題点は、第 3 区分が多様な項目のゴミ箱として用いられるおそれにある。しかし、中間区分の内容が明確に限定されるのであれば、利益計算との関係を明確にしなければならぬという問題は残るものの、分類が困難な項目が第 3 区分にまとめられることになるから、情報利用者にとってはその利用目的に応じて情報の加工がしやすくなるとも考えられる。

場合には資本に分類される。このため、発行者が売建コール・オプションについて現金による決済を意図している場合であっても、それを資本に分類するために、株式の発行による決済条項を契約に付加することもあり（6項）、法形式を重視すると経済的実態とは乖離した会計処理が認められることになる。

このような乖離を減少させ、財務報告の改善を図ることが、負債と資本の区分に関する新たな基準を設計する目的である。

なお、予備的見解は、負債と資本の区分の問題の重要性が増加している理由として、①株式市場に厚みがあり流動性が高い場合、株式の発行と現金での支払いは相互に代替的となること、②法的には持分証券であったとしても、償還可能なものや、一定率の配当を投資家に期待させるような金融商品があること、③非公開企業にあっては、事業承継の計画や支配権維持のため償還条項が株式に付与されていることがあること、④企業には自己株式の購入や売却についてさまざまな動機があること、⑤ある1つの金融商品を発行した場合と同じ経済効果が得られるように異なる金融商品を別個に発行した場合、別個に発行された金融商品については異なる分類が要求される可能性があることを挙げ、そのうち①がおそらくその主たる理由であると考えられるとしている（7項）。

FASBの予備的見解は、どのような金融商品を資本に分類すべきかを決定するための手法として、「基本的所有アプローチ（Basic Ownership Approach）」が望ましいとしている（16項）。その中心的な理由は、当該アプローチが、最も簡潔であり、財務情報の作成、監査、利用をする人々にとって理解しやすく、異なる財務報告上の結果を達成するために、酷似した取引または契約を異なる形で仕立てる機会（ストラクチャリングの機会）を減らすことができる（54項）という点にある。

基本的所有アプローチ以外の方法で、FASBが詳細に検討しているものに、「所有・決済アプローチ（Ownership-Settlement Approach）」と「期待結果再評価アプローチ（Reassessed Expected Outcomes Approach: 以下、REOアプローチという）」とがある。

所有・決済アプローチは、現行の規定に類似しているが、より多くの分解を要求するため複雑であり、分解が増えることにより、資本とされない要素に対して複雑な測定に関する規定が要求される。また、分類を決定する際に金融商品の決済の形態に焦点を当てることから、基本的所有アプローチに比べ、企業が望んだ分類となるように金融商品をストラクチャリングする機会が多い。これらのことなどを理由に、FASBは当該アプローチを却下している（A42項）。

また、REOアプローチは、決済の形態が金融商品の分類または測定に影響しないし、特定の金融商品の経済的効果を他のアプローチよりも優れたやり方で表す。しかしREOアプローチは、金融商品を分解し測定するために用いられる算式が複雑であり、導入に伴うコストがそれにより得られる便益を上回ってしまうことから、FASBは当該アプローチを却下している（B21項）。

なお、完全には開発されなかった「損失吸収アプローチ（Loss Absorption Approach）」についても、より開発が進んだ場合には、再度議論の対象に含める可能性

があることが示唆されている (E11 項)。

以下では、予備的見解で検討されているこれら 4 つのアプローチの概要について説明する。

(2) 基本的所有アプローチ (Basic Ownership Approach)

基本的所有アプローチによると、「基本的所有商品 (Basic Ownership Instruments)」が資本に分類され、基本的所有要素と負債 (または資産) の要素を併せ持つ金融商品は、分解され、基本的所有要素のみが資本に分類される (17 項)。基本的所有商品でないすべての金融商品および基本的所有要素でないすべての要素は負債 (または資産) に分類される (27 項)。

ここで、基本的所有商品とは、次の 2 つの特徴を有する金融商品をいう (18 項)。

- ① 金融商品の所持人が、分類の決定を行う日に発行会社が清算すると仮定した場合に、他のいかなる請求権にも優先しない発行会社の資産に対する請求権を有している。
- ② 金融商品の所持人が、すべての優先的な請求権に応じた後に残る発行会社の資産に対して割合的権利を有している。この場合、所持人の割合的権利は、最も優先順位の低い請求権のすべてに対する割合に依存しており、残余財産の額以外にはその金額について上限も下限も存在しない。

この基本的所有商品という概念と法形式上の所有持分という概念とは異なっており、法形式上の所有持分であったとしても、発行会社が清算すると仮定した場合に優先権が与えられているならば、それは発行会社の純資産に対して最も優先順位が低い請求権とはいえないので、基本的所有商品には該当しない (24 項)。このため、無期限商品 (優先株式等) であったとしても基本的所有商品の要件に該当しない場合には、負債に分類される (17 項)¹⁰。

多くの基本的所有商品は無期限商品であるが、金融商品に強制償還条項または償還請求権が付されていたとしても、①分類を行う日において清算すると仮定した場合における当該金融商品の償還金額が、所持人に与えられている発行者の純資産に対する割合的権利と同額であり、かつ、②他の基本的所有商品よりも優先順位の高い金融商品の請求権を毀損する償還を禁止する旨が、金融商品の契約条項として定められている場合には、その金融商品は前記の基本的所有商品の特徴を有することになり (20 項)、資本に分類される。なお、ここで (i) 償還金額の算定式が金融商品またはその金融商品の所持人が有している発行会社の純資産に対する割合的権利の公正価値に近似するように設計されており、(ii) その金融商品に活発な市場が存在しないか、またはその金融商品が報告会社とのみ交換可能であると

10 ただし、負債に分類される無期限商品 (優先株式等) を再測定するかについて、FASB は結論を出していない (34 項)。

いう2つの要件をともに満たしている場合には、帳簿価額を基礎としてその金融商品の償還金額が算定されているときでも、①の内容を満たしていると認められる¹¹。しかしそうでない場合には、所持人に与えられている発行者の純資産に対する割合的権利の近似値として金融商品の公正価値を用い、当該公正価値とその金融商品の償還金額とを比較することで、①の内容を満たしているか否かが検討される(21項)¹²。

すべての先物契約およびオプション契約は、負債(または資産)として分類される。したがって、オプション契約または先物契約が基本的所有商品の授受を伴うものであったとしても、この分類が適用される(28項)。公開市場において容易に取引可能な基本的所有商品により金融商品を決済することは、現金で金融商品を決済することと経済的な意味は同じであることから(69項)、予備的見解は、このようなオプション契約等を含め、すべての先物契約およびオプション契約を負債(または資産)として分類するものとしている。

予備的見解で取り扱われている金融商品の当初の測定は、他の会計基準によって定められている場合を除き、取引価格によって行われる(30項)。この場合、取引コストは、取引価格には含まれない。金融商品が負債と資本とに分解される場合、資本とされない要素の公正価値が負債となり、当該金融商品の取引価格から当該負債要素の公正価値を減じて得た額が、基本的所有要素の当初測定値となる(31項)。

基本的所有商品または基本的所有要素については、他の会計基準において要求されていない限り、再測定が行われない(33項)。ただし、償還条項が付された基本的所有商品または基本的所有要素は、報告日における現在償還価値により再測定が行われる。また、予備的見解は、償還条項が付された基本的所有商品または基本的所有要素を他の基本的所有商品等と区分して表示することを要求しており(32項)、償還金額の変動額は、償還条項が付された基本的所有商品に含められる。そして、その変動額に対応する額は、他の基本的所有商品等の持分として表示される留保利益の額から減じられる¹³。負債(または資産)として分類される他の金融商品および要素は、既存のフレームワークに基づき測定されるので、発行者の基本的所有商品に関するオプション契約や先物契約も、他の会計基準が異なる測定属性を要求または認めていない限り、各測定日において公正価値により再測定される(35項)。

また、報告日における各金融商品の分類について見直しが要求されており、見直しが必要と判断された場合にはその組替えが行われる(39項)。この場合、組替え

11 FASB の予備的見解で示されている「帳簿価額を基礎とする償還金額」の意味は明確ではないが、それは償還金額を貸借対照表の資本の額に持分割合を乗じて計算することを意味しているものと思われる。

12 公正価値での償還条項が付与されていたとしても、その公正価値は、償還日に発行会社が清算したと仮定した場合に所持人が受け取ることとなる純資産の割合的権利と同じではない可能性があり、文字通りには、基本的所有商品の要件を満たしているとはいえない。しかし、金融商品の公正価値は、企業自体の公正価値に対する所持人の比例的な割合的権利と関連するので、その金融商品が適切に劣後するものとされているならば(18項(b)参照)、清算日以外の日において公正価値で償還することのできる金融商品は基本的所有商品と考えられる、と FASB は結論付けている(57項)。

13 33項に示されている設例参照。

の結果金融商品の測定方法が変わることにより生じた差異は資本として報告される(40項)。

そして、予備的見解は、①複数の独立した金融商品が同一の契約の一部であり、かつ、②それらの金融商品を個別に報告すると、類似する単一の金融商品、すなわち、同一または類似する結果をもたらす単一の金融商品を会計処理し報告したときの純利益または資本の金額と異なるときには、その複数の独立した金融商品をリンクさせる(あたかもそれらが単一の金融商品であるかのように分類し測定する)としている。これは、契約のストラクチャを変えることで、複数ある会計処理の中から望む会計処理を選択する機会を取り除くためである(41項、42項)。また、一方の金融商品の権利行使が、他方の金融商品の権利行使に依存するかまたは他方の金融商品を失効させる場合には、2つの金融商品は契約上リンクしており、同じ契約の一部であるとみなされる。さらに、複数の金融商品が、同一または関連する相手方と同時またはほぼ同時に締結され、単一の金融商品と同程度かまたはそれ以上に容易に全体としての経済的結果を達成しているような場合も、それらの金融商品は同じ契約の一部であるとみなされる(43項)。

なお、予備的見解は、金融商品の分類、リンケージ、および分解は、個々の金融商品またはリンクした金融商品のグループの実態に依存し、それは必ずしも契約条件に表されているとは限らないとする(44項)。つまり、金融商品の契約条件として表されているとしても、それが金融商品の結果に軽微であるとはいえないほどの影響を与える可能性がほとんどない場合には、その契約条件は分類等に影響しない。反対に、金融商品の契約条件として表されていない場合であっても、それが金融商品の結果に軽微であるとはいえないほどの影響を与える可能性がほとんどない場合には、分類等に当たり、それを要因として考慮すべきであるとしている。

(3) 所有・決済アプローチ (Ownership-Settlement Approach)

所有・決済アプローチによると、①基本的所有商品、②その他の無期限商品、および③関連する基本的所有商品を発行することにより決済される間接所有商品が、資本に分類される(A1項)。

その他の無期限商品が資本に分類される理由は、企業がゴーイング・コンサーンである限り、無期限商品は決済されないからである。また、コール可能な普通株式またはコール可能な優先株式も、それが強制償還条項や所持人にオプションが与えられているものでない限り、発行者はその金融商品を決済することができるが、決済することまでは要求されていないので、その金融商品は無期限商品とみなされる(A3項)。

間接所有商品は、基本的所有商品を主たる原資産とするデリバティブまたは複合金融商品である(A5項)。間接所有商品のうち、そのリターンを生み出す基本的所有商品の発行または譲渡により決済されるもの、または、一連の間接所有商品の一

部を構成する別の間接所有商品の譲渡により決済されるものは、資本に分類される（A6項）。それ以外の方法により決済される可能性のある間接所有商品は、負債（または資産）に分類される（A7項）。例えば、基本的所有商品に対してのコール・オプションで純額株式決済または現物決済が要求される場合、それは基本的所有商品の発行または現金と基本的所有商品の交換により決済することが要求される間接所有商品に該当するので、資本に分類される。これに対して、そのオプションが現金またはその他の資産により純額決済される場合には、決済により基本的所有商品は発行されないため、負債に分類されることになる（A8項）。一方、売建プット・オプションは、そのリターンが基本的所有商品のリターンと反対であるため、株式の発行により純額決済される場合や現物決済される場合も、負債に分類される（A9項）。つまり、金融商品の所持人に対して、基本的所有商品の所持人に対するリターンと同じような内容のリターンをもたらす場合（それが資本となる結果の場合〈an equity outcome〉）、それは資本に分類され、そうでない場合（それが資本とならない結果の場合〈a nonequity outcome〉）には、負債（または資産）に分類されることになる（A22項）。

この資本となる結果、または資本とならない結果は、金融商品の要素の分解にも用いられる概念であり、所有・決済アプローチでは大変重要となる。すなわち、金融商品に1つ以上の資本となる結果と1つ以上の資本とならない結果がある場合、当該金融商品は資本要素と負債要素とに分解される（A25項）。

分解されない金融商品は原則として取引価格により測定されるが（A30項）、間接所有商品の行使、転換または決済の結果発行される基本的所有商品は発行日の公正価値により報告される。この場合、発行された基本的所有商品の公正価値と間接所有商品の帳簿価額（行使価格等がある場合にはその額を加えた額）との差額は、持分変動計算書に表示される（A31項）。分解される金融商品は、負債要素の公正価値を測定し、金融商品全体の取引価格から当該負債要素の公正価値を控除した額が資本要素の額となる（A32項）。

金融商品および要素の事後測定は、原則として、現行の会計基準に従って測定されるが、現行基準上で測定方法が定められていない金融商品および要素の事後測定については、5つの具体的な測定方法が明らかにされている（A34項）。これによると、無期限の資本商品または要素、資本に分類される間接所有商品または要素は、再測定されないが、現金その他の資産と引換えに償還されうる基本的所有商品は、現在償還金額により再測定される。そして、キャッシュフローが固定されているような負債商品等は負債証券等の規定に従い測定され、キャッシュフローが変動するような負債商品等はデリバティブに関する規定に従い測定される。

なお、所有・決済アプローチの場合、資本に分類される金融商品の数と種類の多さが、取引の経済的実態を反映しない可能性のある特定の財務報告上の結果を得るためだけに行われる取引のストラクチャリングの機会を企業に与えることになるので、多くの判断を要求するリンケージと実態に関する原則が、適切な分類を決定するうえで必要となる（A39項）。

(4) REO アプローチ (Reassessed Expected Outcomes Approach)

REO アプローチによると、償還されうる基本的所有商品も含め、発行された基本的所有商品は資本に分類される。その他の無期限商品は負債に分類される (B3 項)。金融商品は、所有・決済アプローチと同様に、所持人のリターンの性質により分解され分類されるが、REO アプローチの場合、その分解は確率により加重平均した結果 (outcome) により行われ、それが報告日ごとに見直される (B1 項)。このため、契約によりリターンが基本的所有商品の公正価値の変動とリンクしていれば資本 (価値変動の方向が逆の場合には資本の控除項目) となり (B2 項)、決済の方法は分類に影響しない (B4 項)。

REO アプローチによると、基本的所有商品は取引価格により測定され、再測定されないが、強制的に償還されうるかまたはプット可能な場合は、現在償還金額により再測定される (B10 項)。分解される金融商品の測定方法は、当初と事後とで変わらないが、事後の測定には、それぞれの結果について改訂された確率が使用されるため、再測定は、実質的に発行者が金融商品を再分解することとなる (B11 項)。この場合、再測定により発生する利得または損失は、その発生した期間の純利益に含めて報告される (B14 項)。

(5) 損失吸収アプローチ (Loss Absorption Approach)

損失吸収アプローチでは、企業に損失が生じたときに、金融商品の純資産に対する請求権が減少すれば、当該金融商品または要素は資本に分類され、企業に損失が生じたとしても金融商品の請求権が変動しなければ、当該金融商品または要素は負債に分類される。なお、企業に損失が生じたときに、負債の所持人の請求権は、その価値が減少したり、キャッシュフローを受ける確率が変化したりするかもしれないが、当該金融商品の請求権の法律上の金額は影響されない (E11 項) ため、このことをもって金融商品の純資産に対する請求権が減少するとは考えない。

3. わが国の資本会計との比較¹⁴

ここでは、FASB の予備的見解において示されている会計処理とわが国の会計処理を比較検討する。その際、わが国には、資本に関する全般的な会計処理基準が存在していないため、ASBJ が 2006 年 12 月に公表した「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」をよりどころとして、その比較を試みることにする¹⁵。なお、2 節

14 ここでの記述については、青木 [2006, 2008]、池田 [2002]、板橋 [2006]、柘田 [2003]、川村 [2004]、篠原 [1998, 1999]、徳賀 [2003] 等を参照した。

15 なお、ASBJ は「金融商品に関する会計基準」および「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複

で説明したように、FASBは、これらのアプローチの中で、基本的所有アプローチが最も望ましいとしているので、わが国の資本会計との比較においては、基本的所有アプローチとの比較を中心に検討する。

「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」は、純資産を資産と負債の差額とし（同3章6項）、資産および負債の定義に依存して定めている。このため、純資産をFASBの予備的見解が示す「資本」と考えると、その違いは大きいように思える。ただし、純資産の内訳科目である株主資本を「純資産のうち報告主体の所有者である株主に帰属する部分」と定義している（同3章7項）、これをFASBの予備的見解が示す「資本」と考えることもでき、その場合には、基本的所有アプローチに近いとも思える。しかしながら、わが国の概念フレームワークは、株主を所有者と位置付け、その株主との直接的な取引により発生した部分、および投資のリスクから解放された部分のうち報告主体の所有者である株主に割り当てられた部分が、株主に帰属する部分に当たるとしており（同3章注(6)）、株主資本に分類するか否かの判断基準を株主に帰属するか否かという法的な基準に置いている。このため、基本的所有アプローチにおける分類と異なる可能性がある。

そこで、以下では、わが国の概念フレームワークに基づく会計処理と、基本的所有アプローチに基づく会計処理とで、どのような違いが生ずるかについて、資金調達手段として種類株式を用いた場合の問題とその他の金融商品において生ずる問題とに分けて検討する。

(1) 種類株式

種類株式を用いた資金調達をわが国の概念フレームワークに基づき会計処理した場合、調達した資金は、当該種類株式の経済的性質を考慮することなく、その法形式に基づき資本に分類される。しかし、基本的所有アプローチに基づき会計処理をする場合には、その経済的実態に基づき会計処理をすることが必要となるため、次のような種類株式を発行したときに、会計処理に違いが生ずる可能性がある¹⁶。

第1に問題となるのが、残余財産の分配請求権について優先性が認められている優先残余財産分配請求権付株式である（会社法108条1項2号）。基本的所有アプ

合金融商品に関する会計処理」を公表しているが、そこで示されている会計処理は、新株予約権に関するものや新株予約権を含む複合金融商品に関するものが中心であり、払込資本の本質が何かという点までは言及されていない。このため、FASBの予備的見解において示されている会計処理との比較では、「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」の考えとの比較を中心に検討することとした。

16 なお、全部取得条項付種類株式も株主総会の決議によりその全部を償還することができる株式であることから、基本的所有アプローチを採用した場合の会計処理と比較するべきかもしれない。しかし、全部取得条項付種類株式は、債務超過会社の再建などに際し、発行済株式の全部を株主総会の決議により強制的に取得することができるようにするために創設されたものであり、既発行のある種類株式に全部取得条項を付加し当該種類株式を全部取得条項付種類株式とし、その後その全部を取得することが想定されており、資金調達目的で発行されることは少ない。実務上は、特定の種類株式を他の種類株式に強制的に転換する際に、取得対価を他の種類株式とする全部取得条項を特定の種類株式に付加することが多いようであるが、この場合も資金調達目的で利用されていないので、ここでの説明は省略することとした。

ローチでは、「最後の残余に対する請求権」や「他のいかなる請求権に対しても優先しない企業の資産に対する請求権」という用語を用いて、資本に分類される基本的所有商品の特徴を説明し、基本的所有商品よりも優先する請求権を有する株式を「優先株式」として負債に分類する（予備的見解 17 項）。しかし、わが国の会計制度では法形式が重視され、優先残余財産分配請求権付株式であっても、それは株式であることから資本に分類されるので、基本的所有アプローチに基づく会計処理とは異なることとなる。

さらに、優先残余財産分配請求権付株式には、参加型と非参加型があり、参加型の優先残余財産分配請求権付株式には、普通株式の残余財産分配請求権の対象となる残余財産に対しても、普通株式と同じ内容の分配請求権が認められる。この残余財産分配請求権は基本的所有要素と考えられ、優先性がある残余財産分配請求権は資本とされない要素（負債要素）と考えられるので、当該株式は、負債要素と基本的所有要素とに分解することが必要となる。この場合、参加型の優先残余財産分配請求権付株式の発行時（取引日）における優先的な残余財産分配請求権の公正価値が負債要素となり、残りが基本的所有要素として資本に分類される。当該優先残余財産分配請求権の公正価値がその割引現在価値で評価されるとするならば、継続企業を前提とした場合、その公正価値はゼロに近い値となり、当該株式の取引価額のほとんど全部が基本的所有要素になると考えられる。これに対し、非参加型の優先残余財産分配請求権付株式には、普通株式の残余財産分配請求権の対象となる残余財産に対する分配請求権は認められていないので、当該株式には基本的所有要素はなく、取引価格の全額が負債に分類されることになる。しかし、優先残余財産分配請求権付株式を参加型にするか、または非参加型にするかにより生ずるこのような会計処理の違いほど、両者の経済的実態に違いがあるのかについては疑問が残る。

第 2 に問題となるのが、優先配当株式（会社法 108 条 1 項 1 号）を基本的所有商品として資本に分類することができるかである。確かに、残余財産分配請求権について優先性が認められていない優先配当株式の場合、残余財産分配請求権の内容は普通株式と同じであるため、当該株式は基本的所有商品となり、資本に分類されると考えられる。しかし、優先配当の額が定額で定められている場合（会社に分配可能額が存在することが前提となるが）、普通株式を有する株主への配当とは別に将来にわたり一定額の配当を、優先配当株式を有する株主に支払うことになるので、発行会社が当該優先配当請求権に応ずる義務は負債要素とも考えられる。そうすると、配当優先株式は基本的所有商品に分類されず、負債要素と基本的所有要素とに分解することが必要となる。つまり、当該株式の優先配当請求権に対する将来の支払額の公正価値が負債要素となり、その残額が基本的所有要素として資本に分類されることになる。このように考えると、優先配当株式の会計処理も、わが国で認められている会計処理とは異なることになる。

第 3 に問題となるのが、取得請求権付株式である。取得請求権付株式とは、株主が発行会社に対して当該株式の取得を請求することができる旨が株式の内容として定められている株式である（会社法 2 条 18 号）。会社法は、取得請求権付株式の取

得対価として、株式以外の財産（社債、新株予約権、新株予約権付社債を含む）を交付することを認めている（会社法 107 条 2 項 2 号）が、取得請求権付株式が種類株式として発行される場合には、その取得対価として当該株式会社の他の種類株式を交付することも認めている（会社法 108 条 2 項 5 号ロ）。取得請求権付種類株式の株主から取得請求を受けた発行会社は、その請求を受けた日に原則として当該株式を取得することになるので（会社法 166 条 1 項、167 条 2 項）、取得請求権付種類株式の取得対価が発行会社の他の種類株式以外の財産である場合、当該株式は、予備的見解における現物決済の売建プット・オプション付株式の性質を有していると考えられる。基本的所有アプローチによれば、償還される可能性のある基本的所有商品については、①償還金額が、分類を行う日において清算すると仮定した場合に当該株式を有する株主に与えられる会社に対する割合的権利と同額であり、②他の基本的所有商品よりも優先順位の高い金融商品の請求権を毀損するような償還が禁止されているかの検討が行われることになる。取得請求権付種類株式の株主による取得請求は、取得対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が当該取得請求の日における分配可能額を超えていない場合に限り認められていることから（会社法 166 条 1 項）、他の基本的所有商品よりも優先順位の高い金融商品の請求権を毀損するような償還が禁止されているという基本的所有アプローチにおける上記②の要件を満たしているものと考えられる¹⁷。したがって、取得対価となる償還金額の算定式が取得請求権付種類株式の公正価値に近似するように設計されていれば、上記①の要件も満たすといえることから、このような取得請求権付種類株式は、基本的所有アプローチに基づいても、資本に分類されることになり、そうでなければ負債に分類されることになると考えられる。これに対し、わが国の会計基準では、取得請求権付株式を発行したことにより得た額は無条件に資本に分類されることになるので、基本的所有アプローチに基づく分類とは整合しない場合がある。

なお、会社法は、発行するすべての株式を取得請求権付株式とすることを認めている（会社法 107 条 1 項 2 号）。このため、株式会社が発行するすべての株式を取得請求権付株式としておきながら、当該株式の取得対価となる償還金額の算定式を当該取得請求権付株式の公正価値に近似するように設計していない場合には、基本的所有アプローチに基づき会計処理すると、当該会社の資本金の額がゼロとなってしまふという問題も生ずる。

第 4 に問題となるのが、取得条項付株式である。取得条項付株式とは、一定の事由が生じたことを条件として当該株式を発行会社が取得することができる旨が株式の内容として定められている株式である（会社法 2 条 19 号）。当該株式には償還条項が付されていることになるので、基本的所有アプローチによれば、これについても、

17 ただしこの点に関しては、分配可能額は存在するものの、資金繰りに窮している会社の取得請求権付種類株式を有する株主が取得請求をすると、発行会社は当該株式の取得をしなければならなくなり、このような場合には、分配可能額があるということのみで優先順位の高い金融商品の請求権を毀損しないということはできないのではないかとする批判も考えられるが、ただここでは、分配可能額の存在が優先順位の高い金融商品の請求権を毀損しないという要件を一応満たしているものと考えた。

上記①、②の要件が満たされているかの検討が行われることになる。そして、これらの要件を満たせば、当該株式は基本的所有商品として資本に分類されるが、そうでなければ負債に分類される。この点、取得条項付株式の取得の効力の発生についても分配可能額による規制が設けられているので（会社法 170 条 5 項）、取得請求権付株式と同様に、②の要件を備えていると考えることができる。また、取得条項付株式の償還金額が、発行会社の純資産に対する割合的権利に相当する額と同額となるように定められていれば、①の要件も満たすと考えられる。これに対し、取得対価額があらかじめ一定額として定められている場合には、①の要件を満たさず、また、優先順位の高い金融商品の請求権を毀損しないとはいえないため、②の要件も満たさない。したがって、このような取得条項付株式は負債に分類されることとなるとわれ、わが国の会計基準とは異なる取扱いになるものと考えられる。

(2) その他の金融商品

基本的所有アプローチでは、基本的所有商品である普通株式の授受を伴うオプション取引（新株予約権等）は、すべてが負債（または資産）として分類され、公正価値で再測定されることになる。しかし、わが国の会計基準では、新株予約権は、純資産の部に分類されており、基本的所有アプローチによる場合とはその分類が異なる。また、わが国では新株予約権の再測定を認めていないので、評価方法にも違いが生ずる。なお、1セントオプションについては、基本的所有アプローチが採用された場合にも資本に分類され、事後的な再測定は行われないので、わが国における1円オプションの会計処理と齟齬はないように思われる¹⁸。

つぎに、種類株式の発行の代替として、普通株式を発行するときに発行会社が当該株式を引き受ける者との間で、3節(1)で検討した種類株式と同様の効果を実現するような契約を結ぶことができるか、もしできるとした場合に、どのような問題が生ずるかについて検討する。

まず、優先残余財産分配請求権付株式や優先配当株式であるが、会社法上、残余財産の分配や剰余金の配当は株主の有する株式の数に応じて割り当てるものと定めなければならないとされている（会社法 504 条 3 項、454 条 3 項）。すなわち、種類株式の制度によらずに、普通株式の発行会社が当該普通株式の株主となる者との間で、当該株主となる者に優先残余財産分配請求権や優先配当請求権を与える契約を結ぶことは、会社法上認められない。

一方で、他の株主に優先して株式の取得を発行会社に請求することのできる権利を付与する契約を、発行会社と当該株式を引き受ける者との間で結ぶことは、それによって会社法による自己株式の取得規制の適用が除外されるわけではないので、可

18 ただし、基本的所有アプローチに基づく、新株予約権が1セントオプションとして発行されたか否かにより、新株予約権が負債に分類されるか資本に分類されるかが異なることになるが、わが国の会計基準では、新株予約権を区分して表示することはないので、この点においては会計処理が異なるといえる。

能であると思われる。この場合、基本的所有アプローチに基づく会計処理では、基本的所有商品と株式の優先的取得請求権に応ずる義務をリンクさせる必要が生ずると考えられる。ただし、会社法上、当該契約の相手方から会社が普通株式を取得することは、特定の株主からの自己株式の取得に該当することになり、他の株主には売主追加の議案変更請求権が認められることになる（会社法 160 条 3 項）。したがって、株式を優先的に取得してもらえ契約上の権利には、ほとんど価値がないこととなり、基本的所有アプローチに基づき会計処理を行ったとしても、取引価格のほとんど全額を基本的所有要素として資本に分類しなければならないことになり、わが国の現行の取扱いとで差は生じないかもしれない。

4. わが国が基本的所有アプローチを導入するとした場合の影響——会社法との関係を中心に

3 節で検討したように、予備的見解における基本的所有アプローチとわが国の現行会計基準とでは、さまざまな金融商品について負債か資本かの分類が異なるものと思われる。FASB により示された予備的見解は、まだ確定されたものではないが、仮に予備的見解における基本的所有アプローチが国際的な基準として承認され、会計基準のコンバージェンスから、わが国においても導入されることとなれば、わが国における資本会計の姿も現在と大きく異なるものになると考えられる。一方、わが国の現行の資本会計は、会社法（会社計算規則を含む）の強い影響を受けていることから、どのような会計基準であれ、資本会計に変更をもたらす基準が導入される場合には、会社法との関係について検討する必要があると考えられる。

そこで以下では、基本的所有アプローチがわが国に導入されたと仮定し、その場合に会社法との間でどのような調整が必要となるかについて検討する。

(1) 会社法 445 条との関係

会社法（会社計算規則を含む）は、株式会社が設立または会社成立後株式を発行する場合、株主となる者が当該株式会社に対して払込みまたは給付をした財産の額を資本金とすると定め、その一部を資本金としない場合にも、資本金としない額については資本準備金として計上しなければならないと定めている（会社法 445 条 1 項ないし 3 項）。つまり、会社法では、法形式によって資本が決まるため、金融商品の経済的実態がどのようなものであるとしても、株式の対価としてその発行会社に払込みまたは給付がなされた財産の額は、資本となる¹⁹。これに対して、基本的所有ア

¹⁹ このことは、持分会社においても基本的には同じである（会社計算規則 53 条 1 項 1 号）。ただし、持分会社には準備金に関する規定がないので、資本金とされない額については、資本剰余金となる（会社計算規則 54 条 1 項 1 号）。

アプローチでは、法形式上株式であっても、基本的所有商品または基本的所有要素でない限り、資本とはならない。したがって、基本的所有アプローチをわが国の会計基準として採用するのであれば、わが国の制度会計において、会社法 445 条の改正をしなければならないものと思われる。

この点、会社法 431 条が、株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものと定めている²⁰ことから、会社法 445 条の改正は不要ではないかとの議論もありうる。ただ、会社計算規則によると、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行は、会社計算規則の用語の解釈および規定の適用に関してしん酌するものであり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準であったとしても、その内容が会社法または会社計算規則に定められている内容と異なる場合には、当該基準を会社法または会社計算規則に優先して適用することはできないと思われる²¹。

また、会社法 445 条を維持し、法形式上株式であるものは会社法上株式としての規制を適用しつつ、会計上は基本的所有アプローチに従って負債に分類するということも、考え方としてはありうると思われる。例えば、経済的実態からは負債とされる株式を負債に分類したとしても、その法形式は株式であるので、当該株式を発行会社が取得することができるか否かについては、分配可能額を基準に判断するとともに（後述 4 節(3)参照）、その取得手続については現行法と同じ規制を課すものとするが、その会計処理は、あくまでも負債の支払いとして会計処理するというものである。しかしその場合、自己株式の取得が行われても会計帳簿には自己株式は計上されないので、自己株式の取得価額は帳簿上管理されないこととなり、分配可能額の算定において当該額を剰余金等の額などから控除することは困難となる。このため、分配可能額の算定における自己株式の取扱いを現行法と同じとするには、取得した自己株式に対する支出額を簿外で管理することが必要となる。ただし、経済的実態が負債である株式の取得に関する会計処理をその実態に合わせて負債の支払いとしておきながら、わざわざこのような複雑な処理を要求することにどれだけの意義があるかについては、疑問が残る。

(2) ガバナンスのための機関選択との関係

会社法は、株式会社の資本金の額を登記事項として開示させ（会社法 911 条 3 項 5 号）、ガバナンスのために設置する機関の選択について資本金の額に応じた制限を設けている。

すなわち、会社法は、株式会社の資本金の額を株式会社の規模を決定する基準とし

20 持分会社についても同様の規定が会社法 614 条に設けられている。

21 立案担当者も、「会社法 431 条は、主として、会社法および会社法の委任に基づく法務省令に規定されていない会計に関する事項について、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うべきことを規定しているものである」としている（相澤・葉玉・郡谷 [2006] 529 頁）。

て用い、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上である会社を大会社としている（会社法2条6号）。大会社に該当すると、会計監査人の設置が強制され、当該会社は監査役を置くかまたは委員会を設置するかしなければならない（会社法328条、327条3項、5項）。また、公開会社であるか否かにかかわらず、会計監査人設置会社は、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを設けることができず（会社法389条）、大会社にもこれらの規定が適用されることとなる。さらに、取締役会設置会社でない大会社の取締役または取締役会設置会社である大会社の取締役会には、いわゆる内部統制に関する事項を決定しなければならないという義務が課されている（会社法348条4項、362条5項、416条2項）。なお、会計監査人設置会社には、計算書類の承認や剰余金の配当等につき株主総会決議を省略することが認められていたり（会社法439条、459条）、連結計算書類を作成している場合には、連結配当規制適用会社となることが認められていたりもしている（会社計算規則2条3項72号）、大会社の運営は、その一部が柔軟化される面もある²²。

このように、会社法は、資本金の額を基準として株式会社のガバナンスの内容（機関設計）に一定の規制を課している。仮に基本的所有アプローチをわが国の会計基準として採用した場合には、株主となる者が当該会社に払込みまたは給付をした財産の額の一部を資本金として計上しないこととなり、資本金が現行とは異なる内容のものとなる可能性が高いため、会社法においてガバナンス規制の前提としている資本金の額に係る基準についても、その見直しが必要となるかもしれない。

(3) 剰余金配当・自己株式取得等との関係

会社法は、株式会社の資本金の額および資本準備金の額に、剰余金の配当や自己株式の取得等における限度額規制としての機能を持たせている。すなわち、会社法は、剰余金の配当や自己株式の取得等を、分配可能額の範囲内で認めており（会社法461条、166条1項等）、分配可能額を計算する際に、資本金の額および資本準備金の額は、資産の額および自己株式の帳簿価額の合計額から負債の額を減じて得た額から減じられる（会社法446条）。このように、剰余金の配当や自己株式の取得等は、後述のような減資手続を経ない限り、資本金の額および資本準備金の額が維持される範囲内でのみ可能とされている。仮に基本的所有アプローチをわが国の会計基準として採用した場合には、株主となる者が当該会社に払込みまたは給付をした財産の額の一部を資本金として計上しないこととなり、資本金および資本準備金が

22 連結配当規制適用会社の場合、取得が禁止されている親会社株式の取得について、他の子会社からの取得が認められるとともに（会社法施行規則23条12号）、吸収型組織再編行為において、吸収合併消滅会社等が債務超過会社に該当する場合などに要求されている取締役による株主総会での説明義務が免除されることとなる結果（会社法施行規則3項ないし5項）、債務超過会社を吸収合併等する場合においても、簡易合併等の手続きが認められ、吸収合併契約等の株主総会での承認決議を省略することができることとなる（会社法796条3項）。

現行とは異なる内容のものとなる可能性が高いため、資本金等に代わる分配規制のあり方を検討する必要があるかもしれない。

なお、会社法では、株式会社の資本金の額を自由に減少することができ、例えば、その株式会社が増資をした直後であっても、債権者異議に関する手続きを経るとともに株主総会の承認を得ることができれば、新株発行等により増加した資本金の額を減少することが認められる。このように、資本金または準備金の減少をした場合には、その減少額から準備金または資本金とする額を減じて得た額は剰余金となり、剰余金の配当等として株主に分配することが認められる（会社法 446 条 3 号、4 号）²³ので、分配可能額の算定において資本金が果たす機能は、従前と比べ低下している。しかしそれでもなお、株主有限責任を享受するには、一定の責任財産の出資が必要であるとして資本の意義を説明する株主有限責任の対価論からすると、剰余金の分配規制として資本の額を用いることにより、その論理の一貫性が保たれるので、資本金等に代わる分配規制の方法を考えることなしに、会社法における資本に関連する規制を変更することは困難であろう。

5. おわりに

FASB が公表した予備的見解を十分に検討し終えたわけではないが、FASB と IASB とがこれに沿った形で会計基準を共同で開発した場合、わが国の会計基準に与える影響は重大なものとなると思われる。資本金会計で、わが国の会計基準がこれまで採用してきた負債と資本の分類の基準は、その資本の拠出者が株主であるかが重要であったが、予備的見解は、法的な区分を重視しておらず、経済的な違いに着目している。株式会社の資本金の額は、会社法だけではなく、法人税法における寄附金の損金算入限度額の計算（同法 37 条）や、中小企業等協同組合法において事業協同組合等の組合員資格の基準（同法 7 条）にも用いられているうえ、銀行や保険会社等の金融機関については、最低資本金制度も残されているので（銀行法 5 条、保険業法 6 条）、どのような金融商品に対する払込みが資本となるのかという問題は、これらの規制との関係からの検討も必要であると思われる。これらの点に関する検討は今後の課題としたい。

23 ただし、株式会社の純資産額が 300 万円を下回る場合には、剰余金の配当が認められないばかりか（会社法 458 条）、分配可能額の計算においても、資本金の額および準備金の額等の合計額が 300 万円に満たない場合には、その差額を剰余金の額から減じなければならないので（会社法 461 条 2 項 6 号、会社計算規則 186 条 6 号）、資本金および準備金の減少額のすべてが分配可能額となるわけではない。

参考文献

- 相澤 哲・葉玉匡美・郡谷大輔、『論点解説 新・会社法』、商事法務、2006年
- 青木 隆、「負債・資本の区分に関する動向と課題」、『會計』第169巻3号、森山書店、2006年3月、143～152頁
- 、「金融商品に関する負債・持分の区分」、『会計学研究』第22号、日本大学商学部会計学研究所、2008年3月、89～118頁
- 池田幸典、「資本・持分の区分の会計問題に関する理論的考察」、『帝京経済研究』第36巻第1号、帝京大学経済学会、2002年3月、96～113頁
- 板橋敦志、「条件付償還義務株式の会計処理について」、『金融研究』第25巻第2号、日本銀行金融研究所、2006年8月、127～155頁
- 栴田龍三、「負債と資本の区分の会計問題」、『會計』第163巻第2号、森山書店、2003年2月、93～108頁
- 川西安喜、「FASB 予備的見解『資本の特徴を有する金融商品』」、『会計・監査ジャーナル』第20巻第3号、日本公認会計士協会、2008年3月、29～34頁
- 川村義則、「負債と資本の区分問題の諸相」、『金融研究』第23巻第2号、日本銀行金融研究所、2004年8月、73～103頁
- 篠原 繁、「負債と資本の区分(1)」、『産業経理』第58巻第3号、産業経理協会、1998年10月、74～84頁
- 、「負債と資本の区分(2)」、『産業経理』第58巻第4号、産業経理協会、1999年1月、46～53頁
- 徳賀芳弘、「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」、『企業会計』第55巻第7号、2003年7月、18～25頁

